別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　事業区分 | ２　補助事業者 | ３　基準額又は上限額 | ４　補助対象経費 | ５　補助率 |
| 新型コロナウイルス感染症対策事業 | 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和２年６月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関  新型コロナウイルス感染症患者入院等医療機関  「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和２年４月２日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、宿泊療養施設に医療従事者を派遣する医療機関その他知事が認める者 | 【上限額】  ※令和５年５月７日まで  稼働病床の病床確保料  ・ＩＣＵ内の病床を確保する場合  １床当たり97,000 円／日  ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  １床当たり41,000 円／日  ・上記以外の場合 １床当たり16,000 円／日  休止病床の病床確保料  （即応病床１床あたり２床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は４床まで））  ・ＩＣＵ内の病床を確保する場合  １床当たり97,000 円／日  ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  １床当たり41,000 円／日  ・療養病床１床当たり16,000円／日  ・上記以外の場合 １床当たり16,000 円／日  即応病床使用率（前３ヶ月間）が県の平均を当該平均の30％を超えて下回る場合（病床の機能と患者像に乖離があるなどやむを得ないと知事が認めた場合を除く）  稼働病床の病床確保料  ・ＩＣＵ内の病床を確保する場合  １床当たり68,000 円／日  ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  １床当たり29,000 円／日  ・上記以外の場合 １床当たり11,000 円／日  休止病床の病床確保料  （即応病床１床あたり２床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は４床まで））  ・ＩＣＵ内の病床を確保する場合  １床当たり68,000 円／日  ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  １床当たり29,000 円／日  ・療養病床１床当たり11,000円／日  ・上記以外の場合 １床当たり11,000 円／日  ※令和５年５月８日から  稼働病床の病床確保料  ・ＩＣＵ内の病床を確保する場合  １床当たり97,000 円／日  ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  １床当たり41,000 円／日  ・上記以外の場合 １床当たり16,000 円／日  休止病床の病床確保料  （即応病床１床あたり１床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は２床まで））  ・ＩＣＵ内の病床を確保する場合  １床当たり97,000 円／日  ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  １床当たり41,000 円／日  ・療養病床１床当たり16,000円／日  ・上記以外の場合 １床当たり16,000 円／日  ※令和５年５月７日まで  ・医療従事者の宿泊施設確保に対する補助  【上限額】  1人当たり5,000円／泊  ・消毒経費  知事が必要と認めた額  知事が必要と認めた額 | 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料 | 10/10 |
| 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業） | 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等 | 【上限額】  ・初度設備費  １床当たり 133,000 円  ・人工呼吸器及び付帯する備品  5,000,000円×知事が必要と認めた台数  ・個人防護具  3,600円×知事が必要と認めた人数分  ・簡易陰圧装置  4,320,000円×知事が必要と認めた台数  ・簡易ベッド  51,400円×知事が必要と認めた台数  ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品  21,000,000円×知事が必要と認めた台数  ・簡易病室及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。  ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）  １施設当たり　905,000円  ・HEPAフィルター付きパーテーション  205,000円×知事が必要と認めた台数 | 需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費  ※新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備に要する経費 | 10/10 |
| 外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業） | 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来及び「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年３月17日付け事務連絡）に基づく外来対応医療機関 | 【上限額】  ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  １施設当たり 905,000 円  ・HEPA フィルター付きパーテーション  205,000 円×知事が必要と認めた台数  ・個人防護具  3,600 円×知事が必要と認めた人数分  ・簡易ベッド  51,400 円×知事が必要と認めた台数  ・簡易診療室及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 | 使用料及び賃借料、需用費（消耗品費）、備品購入費  ※外来対応医療機関設備整備に要する経費 | 10/10 |
| 感染症検査機関等設備整備事業 | 政令市、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関 | 次の機器の整備する経費のうち、知事が必要と認めた額  ・次世代シークエンサー  ・リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）  ・等温遺伝子増幅装置  ・全自動化学発光酵素免疫測定装置  ・その他、厚生労働大臣が認めた機器  【留意事項】  （ア）検査を実施する機関は、県から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保する。  （イ）検査を実施する機関は、病状等から医師が必要と判断した場合に、県又は保健所設置市との委託契約に基づき行政検査を実施し、届出基準に合致した場合は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）により届出を行う。  ※　県又は保健所設置市との委託契約を締結していない医療機関においては、別途、県感染症対策課又は保健所設置市との協議が必要となります。 | 使用料及び賃借料、備品購入費  ※新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備整備に要する経費  ※令和５年４月１日から５月７日までに生じた費用を対象 | 10/10 |
| DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業 | 医療チームを香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部に派遣、特に重症度が高い患者について医療チーム隊員同伴での搬送、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者が増加している医療機関等への医療チーム派遣による医療提供及びその調整を行うとともに、感染地域における感染拡大を防止するため、速やかに外部から感染症対策に係る専門家を派遣できる体制の構築、感染症対策に係る専門家等の下で、現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要に応じて助言等の技術的支援を行う医療機関その他知事が認める者 | 【上限額】  （医療チーム派遣経費）  ・医師　１人１時間当たり7,550円  ・医師以外の医療従事者  　　　　１人１時間当たり 2,760円  ・業務調整員  　　　　１人１時間当たり　1,560円  （臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設に派遣する場合）（※）  （※）令和５年５月７日までに設置された施設をいう。  ・医師　１人１時間当たり 15,100 円  ・医師以外の医療従事者  １人１時間当たり　5,520 円  ・業務調整員  １人１時間当たり　3,120 円  注　派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。  （新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣する場合）  ・医師　１人１時間当たり 15,100 円  ・医師以外の医療従事者  　　　　１人１時間当たり 5,520 円  ・看護職員を派遣する場合  １人１時間当たり　8,280 円  （※）  （※）令和５年９月30日までの派遣に限った特例とする。  ・業務調整員  １人１時間当たり　3,120 円  注　派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。  （重点医療機関に派遣する場合）  ・医師　１人１時間当たり15,100円  ・医師以外の医療従事者  　　　　１人１時間当たり　8,280 円  ・業務調整員  　　　　１人１時間当たり　3,120円  ※　派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。  （医療チーム活動費）  実費相当額  ※　医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。 | 賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、食糧費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金  ※医療チームの派遣に要する経費 | 10/10 |
| 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業 | 新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局 | 【上限額】  （１）消毒経費  １施設当たり 600,000円  （２）陰圧対応が可能であるHEPAフィルター付き空気清浄機  １台当たり 905,000円  ※購入台数の上限は１施設当たり２台（ただし、薬局については１台）  （３）HEPAフィルター付きパーテーショ  　ン  　　１台当たり　205,000円 | 需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費  ※新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局が再開するための消毒経費・HEPAフィルター付き空気清浄機・HEPAフィルター付きパーテーションの購入に係る経費 | 1/2 |
| 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業 | 令和３年４月１日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』の改正について」で定められている新型コロナウイルス感染症重点医療機関 | 【上限額】  ※令和５年５月７日まで  ①重点医療機関である特定機能病院等  稼働病床の病床確保料  ＩＣＵ １床当たり436,000円／日  ＨＣＵ １床当たり211,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 74,000円／日  休止病床の病床確保料（即応病床１床あたり２床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は４床まで））  ＩＣＵ １床当たり436,000円／日  ＨＣＵ １床当たり211,000円／日  療養病床 １床当たり 16,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 74,000円／日  ※　特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和２年４月以降に体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ１０人以上の月がある医療機関とする。  ②重点医療機関である一般病院  稼働病床の病床確保料  ＩＣＵ １床当たり301,000円／日  ＨＣＵ １床当たり211,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 71,000円／日  休止病床の病床確保料（即応病床１床あたり２床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は４床まで））  ＩＣＵ １床当たり301,000円／日  ＨＣＵ １床当たり211,000円／日  療養病床 １床当たり 16,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 71,000円／日  即応病床使用率（前３ヶ月間）が県の平均を当該平均の30％を超えて下回る場合（病床の機能と患者像に乖離があるなどやむを得ないと知事が認めた場合を除く）  ①重点医療機関である特定機能病院等稼働病床の病床確保料  ＩＣＵ １床当たり305,000円／日  ＨＣＵ １床当たり148,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 52,000円／日  休止病床の病床確保料（即応病床１床あたり２床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は４床まで））  ＩＣＵ １床当たり305,000円／日  ＨＣＵ １床当たり148,000円／日  療養病床 １床当たり 11,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 52,000円／日  ※　特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和２年４月以降に体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ１０人以上の月がある医療機関とする。  ②重点医療機関である一般病院  稼働病床の病床確保料  ＩＣＵ １床当たり211,000円／日  ＨＣＵ １床当たり148,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 50,000円／日  休止病床の病床確保料（即応病床１床あたり２床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は４床まで））  ＩＣＵ １床当たり211,000円／日  ＨＣＵ １床当たり148,000／日  療養病床 １床当たり 11,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 50,000円／日  ※令和５年５月８日から  ①重点医療機関である特定機能病院等  稼働病床の病床確保料  ＩＣＵ １床当たり218,000円／日  ＨＣＵ １床当たり106,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 37,000円／日  休止病床の病床確保料（即応病床１床あたり１床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は２床まで））  ＩＣＵ １床当たり218,000円／日  ＨＣＵ １床当たり106,000円／日  療養病床 １床当たり 16,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 37,000円／日  ※　特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和２年４月以降に体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ１０人以上の月がある医療機関とする。  ②重点医療機関である一般病院  稼働病床の病床確保料  ＩＣＵ １床当たり151,000円／日  ＨＣＵ １床当たり106,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 36,000円／日  休止病床の病床確保料（即応病床１床あたり１床まで（ＩＣＵ・ＨＣＵ病床は２床まで））  ＩＣＵ １床当たり151,000円／日  ＨＣＵ １床当たり106,000円／日  療養病床 １床当たり 16,000円／日  上記以外の病床 １床当たり 36,000円／日 | 委託料、病床確保料 | 10/10 |
| 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業 | 重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関（体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関） | 本事業は令和５年４月１日から５月７日までの事業を対象とする。  【上限額】  ・超音波画像診断装置  11,000,000円×知事が必要と認めた台数  ・血液浄化装置  6,600,000 円×知事が必要と認めた台数  ・気管支鏡  5,500,000 円×知事が必要と認めた台数  ・ＣＴ撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）  66,000,000 円×知事が必要と認めた台数  ・生体情報モニタ  1,100,000 円×知事が必要と認めた台数  ・分娩監視装置  2,200,000 円×知事が必要と認めた台数  ・新生児モニタ  1,100,000 円×知事が必要と認めた台数 | 使用料及び賃借料、備品購入費  ※令和５年４月１日から５月７日までに生じた費用を対象 | 10/10 |
| 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 | 疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等） | 【上限額】  ・初度設備費  １床当たり 133,000 円  ・個人防護具  １人当たり 3,600 円  ・簡易陰圧装置  １床当たり 4,320,000 円  ・簡易ベッド  １台当たり 51,400 円  ・簡易診療室及び付帯する備品  実費相当額  ※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。  ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  １施設当たり 905,000 円  ・HEPA フィルター付パーテーション  １台当たり 205,000 円  ・消毒経費  実費相当額  ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品  １施設当たり 300,000 円  ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器  １台当たり 1,500,000 円 | 需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費  ※疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備に要する経費 | 10/10 |
| 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業） | 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、都道府県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関 | 【上限額】  ・入院医療機関  １施設当たり 10,000,000 円 | 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費  ※院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備するために必要な経費 | 10/10 |
| 外来対応医療機関確保事業 | 令和５年４月１日以降に新たに外来対応医療機関（令和５年５月７日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関 | 【上限額】  外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備整備のうち、次の①～⑤に係る経費  １施設あたり合計500,000円  ①患者案内のための看板の設置料  ②ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費  ③換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費  ④医療機器（パルスオキシメーター等）  の購入費  ⑤非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 | 需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | 10/10 |
| 令和４年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業 | （１）令和４年度に、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）  （２）令和4年度に、個別接種に協力した医療機関  （３）令和４年度に、職域接種（外部の医療機関が出張して実施する形態のものに限る。）を実施した以下の者。  ・商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として中小企業の職域接種を共同実施した中小企業又は団体  ・所属の学生も接種の対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす職域接種を実施した大学、短期大学、高等専門学校、専門学校 | （１）【上限額】  ・医師　１人１時間当たり7,550円  ・医師以外の医療従事者  　　　　１人１時間当たり 2,760円  ※令和４年４月１日から令和５年３月末までに行われた派遣  （２）【上限額】  ・診療所  ①週100回以上の接種を令和４年４・５月、６・７月、８・９月、10・11月、12・令和５年１月、２・３月のそれぞれの期間中に４週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円  ②週150回以上の接種を令和４年４・５月、６・７月、８・９月、10・11月、12・令和５年１月、２・３月のそれぞれの期間中に４週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円  ③50回以上／日の接種を行った場合には、１日当たり10万円  ※同一日に①、②及び③の支援の重複は不可  ④令和４年10月以降においては、①から③の取組にかかる支援を受ける診療所は、下記のとおり接種体制を用意していること。  　①、②の取組においては、週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも１日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。  　③の取組においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。  ・病院  ①令和４年11月までに50回以上／日の接種を行った場合には、１日当たり10 万円  　なお、令和４年10月以降においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。  ②特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が、令和４年４・５月、６・７月、８・９月、10・11月、12・令和５年１月、２・３月のそれぞれの期間中に４週間以上ある場合  医師  １人１時間当たり 7,550 円  看護師等  １人１時間当たり 2,760 円  ※　「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。  時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間  夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）  休日：日曜日及び国民の休日に関する法律第３条に規定する休日。なお、１月２日及び３日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）  （３）接種会場の設置等に係る経費のうち、知事が必要と認めた額  【上限額】  令和３年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（３回目接種）に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、接種１回当たり1,500円  令和３年６月１日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、接種１回当たり1,000円 | 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務  費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金  ※修繕料については（２）、（３）のみ対象。 | 10/10 |